

## モニタリングに関する平成 20 年度実施施策及び 平成 21 年度実施予定施策について

「東京湾再生のための行動計画」に位置付けられた東京湾のモニタリングに関する施策については、モニタリングの充実に係る施策、モニタリングデータの共有化及び発信に係る施策、市民参加型のモニタリング活動に係る施策、いずれも着実に実施されている。

平成 20 年度は、平成 19 年度に東京湾モニタリング研究会によりとりまとめられた「東京湾のモニタリングに対する政策助言」に基づき、東京湾水質一斉調査を実施した。また、同じく政策助言に基づき行っている施策の実施状況等について、水質一斉調査結果と併せ、同研究会において検討を行った。平成 21 年度も、引き続き政策助言に沿って施策を実施していく予定である。